

厚生文教委員会報告書

平成27年2月13日

備前市議会議長 田 口 健 作 殿

委員長 鵜 川 晃 匠

平成27年2月13日に委員会を開催し、次のとおり議決したので議事録を添えて報告する。

記

案 件	審査結果	少数意見
議案第1号 財産の取得について	原案可決	なし
報告第2号 専決処分(専決第6号 損害賠償請求事件の第一審判決に対する控訴の提起)の承認を求めることについて	承認	なし

厚生文教委員会記録

招集日時	平成27年2月13日（金）	本会議休憩中		
開議・閉議	午前10時10分	開会　～	午前10時36分	閉会
場所・形態	委員会室A・B	会期中（第1回臨時会）の開催		
出席委員	委員長	鵜川晃匠	副委員長	星野和也
	委員	橋本逸夫		津島　誠
		守井秀龍		立川　茂
		石原和人		森本洋子
欠席委員	なし			
遅参委員	なし			
早退委員	なし			
列席者等	議長	田口健作		
傍聴者	議員	山本恒道	尾川直行	掛谷　繁
	報道	読売新聞		
	一般	なし		
説明員	教育長	小林清子	教育次長	末長章彦
	教育総務課長	植田明彦		
	福祉事務所長 兼臨時給付金対策課長	横山雅一	介護福祉課長	高見元子
審査記録	次のとおり			

午前10時10分 開会

○**鵜川委員長** 皆様、御苦労さまでございます。

ただいまの御出席は8名です。定足数に達しておりますので、これより厚生文教委員会を開会いたします。

それでは、先ほど本会議で付託されました議案2件について直ちに審査に入ります。

***** 議案第1号 *****

まず、議案第1号財産の取得についての審査を行います。

議案全体で御質疑のある方は挙手をお願いします。

○**津島委員** 電子黒板が導入されるということで、50インチぐらいのテレビはどう処分されるんでしょうか、教育長にお尋ねします。

○**小林教育長** 現在、各学校にあるテレビは、先ほど説明にあった教材提示装置、あるいはパソコンからの情報も同じように流れますので、デジタル教科書、算数とか国語とか教科書を常に映しているときに使っています。それに対して電子黒板は、意見が書き込めたり、それから情報の交流ができる、それからお互いの意見のグラフが示せるというふうに動く、あるいは双方向の情報交換が可能ですので、テレビにデジタル教科書、あるいは固定の資料を提示して、電子黒板で双方向の交流をすると、そういったことに使えるかなと考えております。

○**津島委員** それなら、まんざら処分はされんのじゃな。ええテレビが125あるはずなんじゃ、備前市内へ。それで、大は小を兼ねるといふから電子黒板のええやつがあったらテレビが不要じゃから、ありゃ処分に困らんかなと思つて教育長にお尋ねしたんです。それなら必要な。はい、わかりました。

○**森本委員** プロジェクターは何年保証でしょうか。保証期間を教えてください。

○**植田教育総務課長** 通常の機械でメーカー保証が1年です。

○**森本委員** そしたら次、このプロジェクターの耐用年数というか、寿命、どれぐらいもつと思われていますか。

○**植田教育総務課長** 耐用年数は5年です。

○**森本委員** これを使っていくうちにバージョンアップしていくとか、そういう可能性はありますか。

○**植田教育総務課長** バージョンアップは今のところは考えておりません。

○**森本委員** はい、わかりました。

○**立川委員** 先ほどおっしゃいましたように、電子黒板を使う、大型のプロジェクターも使う。今後、どういう方針で臨まれるのか。環境だけ先行して中身とのバランスをどうお考えですか。

○**小林教育長** デジタル教科書は、既に前々年度から入っております。あるいは実物投映機もパソコンも各学校、各クラスに1台常備されていて、ICTを使っての授業というのは既に2年前から先生方は始めています。特に、小学校においてはデジタル教科書を毎時間使うというような形になっておりますので、教科書自体、授業のスタイル自体は今までと大きく変わっているもの

ではありません。見える見え方が手元で見るか、みんなこっちをごらんくださいと言って注目させるかだけの違いです。それから、ここが大事だねというふうに本文に線を引くとかいうことは、授業のスタイルとして今までの液晶テレビでのデジタル教科書でもやっておりました。本文を大きく映すということはできませんでしたので、どこに線を引いたかなというのは手元での作業でした。そういうことから考えますと、今まで子供たちにミニ黒板を持たせて、そこに一人一人の考えをチョークで書かせて張りつける、または子供のノートを教材提示装置に持って行ってテレビで映す、そういうふうなことで意見交換をしておりました。それが、電子黒板になると正面の画面で映るということで、授業の内容やスタイルがそんなに変わるものではない。ただ、今までやっていたことがもう少しダイナミックに、あるいは効果的にできてくる。それから、今まで先生の教え込みの授業が多くて、双方向のやりとりが十分でなかった授業スタイルの先生が導入することで、授業を、やはり次の指導要領にうたわれているお互いの意見を交換しないといけないアクティブ・ラーニングのような授業の形が少しずつ進んでいくかなというふうに期待をしているところです。

○立川委員 今のお話を聞きますと反復学習も視野に入れた方向性と。ところが、この前ちょっと現場を見せていただいたんですが、誰が言ったかは別にして、現場の教員のお話を聞いてみますと、授業の邪魔にならない程度に頑張りますというお答えをちょこちょこお聞きしたんですが、何か今の方針とちょっと現場とは食い違っているような気がするんですが、その辺よろしく御指導いただけたらと思います。

じゃあ反復学習に使うと、授業展開が変わってくるという解釈でよろしいですか。

○末長教育次長 こういうICT機器につきましては、授業をわかりやすく、楽しい授業にしていくための機材であります。ですから、先生方は選択肢を持っていろいろに活用できる機材があるので、それを活用される。その活用するための材料として、こんな使い方されていますよ、こういう提案もありますよというようなことを教育委員会からは各学校のほうに流していきたいと考えております。

○石原委員 先ほどの質疑にもありました壁かけと卓上の2つのタイプがございますけれども、選定は各学校でしていただいたということですが、私が思うのは、各学校で選択をされる、判断をされる、その時間的な余裕といいますか、学校で検討されたりする時間が果たして十分あったのかどうかというところに疑念を持つわけですが、可能な範囲で結構です、いつごろ学校に電子黒板の導入を予定しますよという報告されて、そのタイプを選んでくださいとの回答をいただくまでの期間というのはどれぐらいあったんでしょうか。

○植田教育総務課長 申しわけありません。記憶がもう一つ定かではないんですけど、1月の初めごろに希望調査をとらせていただいたと思います。期間については、確かにちょっと少なかったような気がします。2回したと思っています。

○石原委員 ある学校でお聞きしましたら、何か朝教育委員会からファクスが届いて、電子黒板をどちらか選んで、その答えを早急に返答してほしいというようなこともお聞きしたんですが。

もうこれは予算が決まっていますが、今後しっかり現場で検討できる体制といたしますか、そういうところを心がけていただきたいと思います。

それから、予算では125台で3,050万円が上がっていたと思うんですけども、このたび台数が減って103台ですか、22台の減で2,905万円、145万円減ということで、台数の割には価格がかなりちょっと当初の分より高めじゃなかと思うんですけど、その内訳は教えていただけるんですか。壁かけ、卓上の内訳は。

○植田教育総務課長 これは、入札の結果でありますので、1台がいくらといったきっちりした算出はできかねます。

○石原委員 それから、先ほど委員会室の壁に映したのを見せていただきましたが、今まだ普通教室には天井からぶら下げているスクリーンはあるんですか。

○植田教育総務課長 スクリーン自体はあるようです。

○石原委員 そのスクリーンにも投影は可能ですか。

○植田教育総務課長 この機械自体はペンで書き込むようになっていますが、書こうとしたらスクリーンは動きますので、使うことはできません。これはもうしっかりと固定されたものでしかペンが使えませんので、映すだけだったらできるんですけどそういった使い方はできないと思います。

○星野副委員長 まず、この2機種を選定した理由は何なんでしょうか。

○植田教育総務課長 従来からありますホワイトボード型といたしまししょうか、移動できる大きなスクリーンなんですけど、これについては大変高価なものであります。こちらが入手した情報により自動焦点で安価なものということで、今の2機種を選定させていただきました。

○星野副委員長 学校への希望調査をされたということなんですけど、この2機種に絞ってどっちにしますかという調査だったんでしょうか。それとも、前回の委員会でも指摘させていただきましたが、それ以外のデジタルテレビにはめ込むタイプも候補の中にはあって選んでいただく調査だったのか、そのあたりをお教えください。

○植田教育総務課長 調査の時点では、先ほど委員が言われました、テレビにつける形も提示させていただいておりました。ですが、ちょっと勉強不足でして、市内の学校に配備しております液晶テレビにはつかないということが判明しまして、それは断念させていただきました。

○石原委員 2つのタイプですけども、壁かけ、卓上、各学校でほぼどちらかを選ばれておるようなんですけども、もしそれぞれの理由がわかれば参考までに教えてください。

○植田教育総務課長 質疑でもあったかと思うんですけど、学校によっては別の教室へ移動させて使いたいとか、それから今後教室数といたしまししょうか、クラス数が変わる可能性があります。そういったことも勘案されたんじゃないかなと考えております。

○鶴川委員長 ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、議案第1号についての質疑を終結してよろしいか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議案第1号についての質疑を終結いたします。

これより議案第1号採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

以上で議案第1号の審査を終了いたします。

***** 報告第2号 *****

次に、報告第2号専決処分（専決第6号損害賠償請求事件の第一審判決に対する控訴の提起）の承認を求めることについての審査を行います。

議案全体で御質疑のある方は挙手をお願いいたします。

○立川委員 大変御苦勞な事件だと思いますが、承認してくださいということで資料が出ておりますが、私の経験で申しますと裁判というのは多分、判決書ということで、ここに上がってるのは主文だけだと思います。この主文だけを見て控訴の趣旨を理解して承認せよと、ちょっと乱暴なのかなあという気がするんですが、判決書の中には主文とそれに至る事実、双方の主張、裁判所の判断等々が記載されていると思うんですが、いわばそういったものを資料としていただけたらありがたいなあ。非常に乱暴な承認かなと思うんですが、いかがでしょう。資料をいただきたいと思うんですが。

○横山福祉事務所長 御指摘のとおり判決文がございます。これには、事案の概要であるとか、この判断をするに至る資料が全部ついております。今皆様方のお手元にお配りはしてないんですけども、必要に応じてお配りすることもできます。

○鵜川委員長 委員の皆さんにお尋ねをします。

資料提出を求めるべき、あるいは求めなくてもいいと意見が分かれると思いますけれども、どのようにいたしましょうか。

○橋本委員 後で配付したらどうですか。ここでの審査は、説明を聞けば何とかなるんじゃないかなと思いますが、いかがでしょうか。

○鵜川委員長 皆さん御意見ございますか。

○守井委員 だから、今橋本委員がおっしゃられたように、概要をもう少し詳しく説明していただけたらと思います。

○橋本委員 私も新聞の報道とかいろんな報告を見ても、はっきり言ってわかりせんのです。何がどうしてどうなったというのを具体的に説明いただけたら。訴訟費用も4分の1が備前市の負担で、4分の3が原告の負担ということで、かなりの部分、備前市の主張が取り入れられとると。だけど、その取り入れられるところはどこで、あとの4分の1は備前市が損害賠償せよということなんでしょう。だから、何々がだめで、何がよかったのかということ個別具体的に教えていただきたいんです。

○高見介護福祉課長 それでは、経緯について概略を説明させていただきます。

備前市鶴海にあります社会福祉法人岡山県視覚障害者協会鶴海荘は、特別養護老人ホーム併設の盲養護老人ホームであります。備前市は、併設施設のメリットである人件費等を減額した額で措置費を決定しておりますが、原告鶴海荘は経営が非常に厳しいということから、単価の高い単独の施設として認定が欲しいということで今回裁判になっておりました。

12月18日裁判所の判決では、相談員1名分の600万円を5年間さかのぼり、約3,000万円の支払いが判決ということになっております。単独では認められている人数の中の1人分を、厚労省が示している指針の中の人数と相違があるので、相談員1名分は増員しなければならなかったのに、備前市はそれをしていない。その部分についてのみ瑕疵があるということで、1人分の3,000万円の支払いを求められているということになっております。

○橋本委員 今の説明で、相談員を1名置く必要があったのに置いてなかったんじゃないかって、置いとる分を措置費としてみなかったということで判決がおりたんでしょう。実際には、相談員はおったんでしょう。

○高見介護福祉課長 相談員は22年からいたということなのですが、措置費を計算する決まりと、それから配置する決まりというのが別々にあって、本来はそれが同じでないといけないのに、別々のために1人分の差が出ている。その1人分について措置費のほうが少ないので、間違っていますよというようなことになっています。

○橋本委員 それで、備前市の主張が併設型ということでかなりの部分を認められとると。相談員1名分のみの人件費について過去にさかのぼって約3,000万円を備前市が負担しなさいという判決内容だろうと思うんですが、これをあえて控訴しようとする執行部の考え方。私はかなりの部分で備前市の主張が認められとるから適当なところで折り合いをつけるべきじゃないかなとは思いますが、実際、いやあそれは承服しかねるというふうに思われるんですか。

○横山福祉事務所長 ここで判断をするのに、省令とか指針というのがあるんですけども、そこに明確にうたわれてないんです。ただ、そこを判断するに当たって、そういったものを参考にして今までやってきたというのが現状であります。そのところを今回指摘されたわけなんですけれども、原告の請求は金額にしますと5年間さかのぼってということで1億2,600万円くらいの金額だったと思います。そのうちの約3,000万円ということで4分の1というふうに一応考えています。ですから、施設、措置費そのものは、当市のほうは併設ということで計算しておりましたけども、原告のほうは単独と。それについては裁判所のほうは認めなかったということでございます。

○立川委員 裁判所の判断としては、備前市の主張が半分という解釈でよろしいですか。さっき1人の分は認められなかったということなんですが、そういう判断でいいんですか。4分の1ですか。

○横山福祉事務所長 金額的な額で判断をいたしますと4分の1ということですよ。ですから、訴訟の負担も4分の1は市、被告が持って、4分の3は原告が持つという形になっております。

○鵜川委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、報告第2号についての質疑を終結してよろしいか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、報告第2号についての質疑を終結いたします。

これより報告第2号を採決いたします。

本案は承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、報告第2号は承認されました。

以上で報告第2号の審査を終了いたします。

以上で厚生文教委員会を閉会いたします。

午前10時36分 閉会